

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 河内町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8%
全職員	66.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	88.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.8%
31～35年	86.8%
26～30年	85.8%
21～25年	73.1%
16～20年	88.8%
11～15年	100.7%
6～10年	83.2%
1～5年	102.5%

【説明欄】

- 扶養手当について、男性職員に支給している場合が多く、合計給与の生じる要因の一つとなっています。
会計年度任用職員（短時間勤務職員）において、女性の割合が93.1%を占めているため、給与の差異に表れている。
- (1) 役職段階別の本庁部局長・次長相当職には該当者が存在しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。